総会議事録

- 1. 開催日時 平成28年7月12日(火) 午前9時30分
- 2. 開催場所 瀬戸内市役所 3階議会委員会室
- 3. 農業委員 27名中25名出席し、その氏名は次のとおり

3番 松 本 英 樹 4番尾上昭則 1番 國 岡 道 夫 大 河 原 5番 小 西 勝 正 6番 髙 原 敏 正 7番 誠 8番 大 森 一 廣 9番 片 岡 一 矢 10番 木 下 泉 11番 宇津木 利 正 12番 太 田 一 己 15番 雪上 勲 16番 古 澤 直 通 17番 髙 原 峯 夫 18番 大 森 茂 利 19番藤澤美芳 20番 長 船 裕 一 21番 永 守 修 一 22番 久 山 英 之 23番 上 村 善 亮 24番 石 黒 五 月 25番 大 内 美智子 26番 原 野 健 一 27番 石 原 芳 高

欠席委員

2番 太 田 修

13番 川 野 実 重

14番 河 﨑 繁

4. 議事に参与した者

事務局長 日並 洋一郎

事務局 河原 克仁

事務局 久山 貴史

5. 議事内容

報告事項 開発行為の伴う農地法許可申請について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

(利用権設定·利用権移転)

その他

事務局 開会を宣言する(午前9時30分)

定刻になりましたので、ただ今から平成28年度瀬戸内市農業委員会、第4回の総会を始めさせていただきます。まず、はじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長(会長) おはようございます。暑い中、出席いただき、ありがとうございま す。本日もよろしくご審議のほどお願いします。

事務局長 ありがとうございました。ただいま出席委員数は定数27名のうち24名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、2番・太田委員、13番・河野委員、14番・河﨑委員からは欠席の届出が出ていることを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお願いします。

議 長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させて頂きます。本日 の署名委員さんに18番・大森委員、19番・藤澤委員、よろしく お願いします。

早速議題の方に入らせて頂きます。最初に、報告事項、開発行為の 伴う農地法許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させ て頂きます。

議案1頁目の開発行為の伴う農地法許可申請についてです。平成28年度瀬戸内市農業委員会第3回総会で農地転用許可と議決されました■■■外1件について、平成28年6月20日の開発審議会で事業の承諾がありましたので、同日付けで許可しておりますので報告したものでございます。

以上で事務局より報告事項の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何 かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、以 上報告承認とさせていただきます。

> それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、 事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明させていただきます。

議案資料の1頁目下段をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。それでは、1番案件から参ります。

【1番案件】

借受人「岡山市東区西大寺上一丁目19番19号 学校法人森教育学園 理事長 森 靖喜」。貸出人「邑久町箕輪■■ ■■ ■■ ■■

歳 ■■」。農地の所在地「邑久町下笠加■■」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は884 ㎡。譲受人の農地までの距離は7,000m。耕作面積は1,339 ㎡です。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお使用貸借権設定によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、借受人の「学校法人森教育学園」さんは、 教育目的に設立された学校法人であり、当該権利取得も体験学習及び 部活動での利用を目的に取得するものから施行令第2条第1項第1 号ハにより問題ありません。

第2項第2号について、施行令第2条第2項第5号より、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。 第2項第4号について、施行令第2条第2項第5号より、適用はあ

りません。

第2項第5号について、施行令第2条第3項第4号より、適用はありません。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■ ■■」さんが畑として耕作しており、譲受人の「学校法人森教育学園」さんは譲受後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の太田委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

- 議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん12番・太田委員さんお願いします。
- 12番委員 12番・太田です。借受人は授業の一環として野菜栽培の実施を行っています。最近では生徒の意欲も高まり、現在の面積では少なくなってきたため、貸出人所有の農地を借り受けることで面積を拡大しようとするもので、特に問題はございませんので、よろしくご審議の程お願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは担当委員さんのご意見終 わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。 ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の 方、挙手願います。

(賛成者举手)

- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。 続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の 説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは議案資料2頁目、農地法第4条許可申請について説明させていただきます。

【1番案件】

申請人「邑久町尾張■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町尾張■■」。地目は「畑」。面積は 6.84 ㎡。「邑久町尾張■■」。地目は「畑」。面積は 11.00 ㎡。転用目的は「道路」。施設の概要は「道路 17.84 ㎡」。農地区分は第3種農地で 10a あたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が■万円です。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので、農用地区域外農地です。場所につきましては資料 4 ページを御覧ください。中央公民館から南へ約50mに位置しており、6月総会で分譲住宅用地として5条許可申請のあった土地の北側に隣接する土地となります。

【2番案件】

申請人「長船町福岡■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「長船町福岡■■」。地目は「田」。面積は250 ㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「露天駐車場 250.00 ㎡」。農地区分は第2種農地で10a あたりの収量は米480 kgとなっております。資金は、自己資金が■万円です。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので、農用地区域外農地です。場所につきましては資料5ページをご覧ください。JR長船駅から南西へ約400mのところに位置しております。

以上、事務局から第2号議案の説明を終わります。

- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見 を伺いたいと思います。1番案件の担当委員さん6番・髙原委員さ んお願いします。
- 6 番 委 員 6番・髙原です。この案件は6月総会で許可した分譲地への進入路 を拡幅するもので、特に問題はないので、よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして2番案件の担当委員さん 19番・藤澤委員さんよろしくお願いします。

- 19番委員 19番藤澤です。第3号議案の2番案件とも関連しますが、隣接する 土地に建築する住宅と近隣住民が利用する露天駐車場に転用するも のです。地元役員等に説明がされており、特に問題はありません。
- 議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありました らお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。 ただ今の第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の 方、挙手願います。

(賛成者举手)

- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。 続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の 説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第3号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。議案資料2頁目下段をご覧ください。

【1番案件】

借人「邑久町山田庄■■ ■■ ■■」。貸人「邑久町箕輪
■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町箕輪■■」。
地目は「田」。面積は390.00 ㎡。転用目的は「分家住宅」。施設の概要は「木造2階建 1 棟 99.67 ㎡」。建ペい率は「25.6%」。
農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米480 kgとなっております。資金は、自己資金が■万円、借入金が■万円です。隣地の被害はありません。なお使用貸借権設定するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料6ページを御覧ください。箕輪公民館から南に約100mのところに位置しております。

【2番案件】

借人「邑久町豊原■■ ■■ ■■」。貸人「長船町福岡■■」。地目は「田」。面積は260 ㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「木造2階建 57.13 ㎡」。建ペい率は「22.0%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。資金は、自己資金が■万円、借入金■万円です。隣地の被害はありません。なお使用貸借権移転によるもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料7ページを御覧ください。第2号議案2番案件の北隣に位置しております。

以上、事務局から第3号議案の説明を終わります。

- 議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたい と思います。まず1番案件の担当委員さん、12番・太田委員さん、 お願いいたします。
- 12番 委員 12番・太田です。申請人の住宅を建築するため、祖父の所有地を無 償で貸借するものです。隣地等の影響もございませんし、特に問題は ありませんので、よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件の担当委員 さん19番・藤澤委員さんお願いします。
- 19番 委員 19番・藤澤です。所有者の孫の住宅を建築するもので、先ほどの露 天駐車場と一体的に転用する者です。特に問題ありません。
- 議 長 はい、ありがとうございました。ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。 (意見なし)
- 議 長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。 第3号議案、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙 手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして 第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画に ついて(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明を お願いします。

- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積 計画についてご説明いたします。議案資料3頁をご覧ください。 【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議 案書をもとに朗読】
- 議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がござ いましたらお願いいたします。

(意見なし)

- 議 長 ご意見ないようですので、第3号議案につきましては、以上、報告 承認とさせて頂きます。 それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願 いします。
- 事 務 局 事務局より 4 点連絡させていただきます。 まず、1 点目でございますが、皆さまにご協力いただきました熊本 地震への義援金につきまして、合計 55,000 円の義援金が集まり、6 月16日に瀬戸内市農業委員会名で振込させていただいております。 2 点目でございますが、岡山県農業会議より全国農業新聞の普及推 進について依頼がきております。現在、委員の皆さまにご購読いた

だいているところでございますが、お知り合いの方等で興味のあり そうな方がいらっしゃいましたら、お声がけいただければと思いま す。なお、普及推進活動の折には農業会議より普及資材がもらえる そうなので事前に事務局までご連絡ください。

3点目でございますが、本日は総会後に研修会を予定しております。 集落営農について備前県民局より講師を招いておりますので、総会 終了後も席でお待ちいただければと思います。

最後になりましたが、次回の農業委員会の総会のご案内をさせて頂きます。次回は、8月8日月曜日の午9時30分から、瀬戸内市役所2階大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、9月9日金曜日に開催予定です。事務局からは以上です。

議 長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成28年 度6月の総会を閉会とさせて頂きます。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押 印する。

平成28年7月12日

議長

署名委員

署名委員